処分の概要	支給の制限
例 規 名根 拠条項	真岡市遺児手当支給条例 第8条
例 規 番 号	昭和44年条例第36号

【基準】

第8条の規定による。

(支給の制限)

設定年月日

- 第8条 手当は、第3条に定める支給要件に該当する者が、前年における所得につき、地方税 法(昭和25年法律第226号)に規定する市民税のうち所得割を課せられているときは、その 年の6月から翌年の5月までは、支給しない。
- 2 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。
 - (1) 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。
 - (2) 受給資格者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

備考		

令和3年4月7日

最終変更年月日

年

月

日

<u>ID: 42</u>		
<u>担当部署:</u>	健康福祉部 こども家庭課	
処分の概要	当の返還	
例 規 名 棋 拠 条 項	瓦岡市遺児手当支給条例 第10条	
例 規 番 号 阳	召和44年条例第36号	
	-	

設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	----------	---------	---	---	---	--



<u>ID: 44</u> 担当部	+ 署: 健康福祉部 こども家庭課
処分の概要	助成金の返還
例 規 名根 拠条項	真岡市こども医療費助成条例 第7条
例 規 番 号	昭和47年条例第17号

処分の概要	助成金の返還
例 規 名根 換条項	真岡市ひとり親家庭医療費助成条例 第7条
例規番号	昭和49年条例第17号

【基準】

第7条の規定による。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な行為により、第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

ŀ	#	_
1	屇	Æ

設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	----------	---------	---	---	---	--



処分の概要	手当の返還
例 規 名根 換条項	真岡市出産準備手当支給条例 第6条
例 規 番 号	平成19年条例第9号
7 ☆ ; # 3	

【基準】

第6条の規定による。

(手当の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、支給した手当の全部又は一部を返還させることができる。



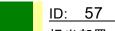
処分の概要	手当の返還
例 規 名根 換条項	真岡市赤ちゃん誕生祝金支給条例 第6条
例 規 番 号	平成27年条例第25号
【基準】	

第6条の規定による。

(手当の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正の手段により祝金の支給を受けた者があるときは、支給した祝金の全部又は一部を返還させることができる。

設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年	月	日	



設定年月日

	・ 署: 健康福祉部 こども家庭課
処分の概要	使用料の徴収
例 規 名根 拠条項	真岡市真岡駅子ども広場の設置及び管理条例 第8条
例規番号	平成31年条例第7号
【基準】 第8条の規算 (使用料) 第8条 使用 ^を	定による。 者は、使用許可の際、別表に定める使用料を納付しなければならない。
/ <u>#</u> · *	
備考	

最終変更年月日

月

年

令和3年4月7日



処分の概要	助成金の返還
例 規 名根 換条項	真岡市妊産婦医療費助成条例 第6条
例規番号	昭和48年条例第21号
7 ☆ ; # 3	

【基準】

第6条の規定による。

(助成金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正な行為により第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年	月	目	
-------	----------	---------	---	---	---	--